

平成 25 年第 4 回天塩町農業委員会総会議事録

招 集 年 月 日	平成 25 年 7 月 29 日 (木)		
招 集 場 所	天塩町役場 3 階委員会室		
開 閉 日 時 及 び 宣 告	開 会	平成 25 年 7 月 29 日 (木) 午前 10 時 00 分	
	議 長	会長 中 嶋 康 治	
	閉 会	平成 25 年 7 月 29 日 (木) 午前 11 時 00 分	
	議 長	会長 中 嶋 康 治	
応召招集委員 及び出席委員 並びに欠席委員 出席 9 名 欠席 2 名 (凡例) ○ 出席 ● 欠席	議席番号	氏 名	出欠別
	1	満 保 豊	○
	2	黒 川 益 毅	○
	3	佐 藤 博 幸	●
	4	奥 山 稔	○
	5	鎌 田 英 樹	○
	6	川 端 英 嗣	●
	7	山 本 俊 榮	○
	8	杉 本 元	○
	9	吉 田 謙 司	○
	10	宍 戸 栄 一	○
	11	中 嶋 康 治	○
議事録署名委員	議席番号	4 番 奥 山 稔 5 番 鎌 田 英 樹	
職務のため議場に出席した者の職氏名	事務局長	守 山 義 昭	
	総務係長	菅 雅 彦	
	農地整備係長	岩 花 英 樹	
	地域おこし協力隊	梶 原 崇	

平成25年度第4回天塩町農業委員会総会

議長 ただいまの出席委員は、9名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから平成25年度第4回天塩町農業委員会総会を開催します。

議長 これから本日の会議を開きます。

はじめに、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、会議規則第15条第2項の規定により議長において

4番 奥山 稔君

5番 鎌田 英樹君

を指名します。

次に、会期決定の件を議題といたします。本総会の会期は、本日一日間としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

全員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。

従って、本総会の会期は本日一日間と決定しました。

議長 次に、議案第1号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項による計画書の決定について」を議題とします。

事務局より内容の説明を求めます。

事務局 ただいま議題となりました議案第1号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項による計画書の決定について」その内容をご説明申し上げます。

まず、賃貸借の案件であります。2ページの利用権設定総括表をご覧ください。今回は1件のみとなっております。

この案件においては、新規の案件となっております。

なお、条件面については、ご覧の総括表の通りとなっております。

以上よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長 ただ今より本件に対する質疑に入ります。

全員 なし

議長 お諮りします。

本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

全員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。

議長 次に議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より内容の説明を求めます。

事務局 ただいま議題となりました議案第2号「農地法第3条による許可申請について」ご説明申し上げます。

農地法第3条総括表に基づき説明申しあげます。6ページをご覧ください。

当該案件は、使用貸借する案件でございます、より
に使用貸借するものです。この案件は新規の案件となっております。

以上よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長 ただ今より本件に対する質疑に入ります。

よろしいですか

議長 はい

これいつまでという日付は入れなくても大丈夫ですか

使用貸借は無償ですので、期限は出てなかったです。

期限を切らなくてもいいということでもいいですか

これ後で調べまして総会の時に報告したいと思います。

ただこれにはいつまでというような期限がなかったのです。

これは簡単にすぐ答弁することはできないようですね。

農協に聞けばわかるのではないのでしょうか。

聞いてきます。

これはいいですけどただ何年というのがあったのかというのが気になりましたね

今、担当者が農協に問い合わせしておりますので暫時休憩といたします。

すみません。遅刻しました。

議長 それでは引き続き会議を開きたいと思います。

失礼しました。土地使用賃貸契約書の中に平成35年12月31日までとなっておりまして6ページの新規のところに平成35年12月31日と書き入れてください。

議長 他にございませんか

全員 なし

議長 お諮りします。

本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

全員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。よって本件は原案の通り決定されました。

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 ただいま議題となりました議案第3号「農地法第5条による許可申請について」ご説明申し上げます。今回は2件あります。

1件目についてですが、別記第4号様式意見書の書式に基づいてご説明申し上げます。10ページをご覧ください。

貸主は となっており、借主については、 と、なっており、土地については、 となっており、転用面積については、 m^2 となっており、転用目的は砂利採取で、工期は、平成 年 月 日より平成 年 月 日となっております。一時転用であり採取後は農地に復元することとなっております。

農地区分ですが、農振農用地区域内農地であります、3年以内の一転用であり、復元後は農地として活用するので問題ないと考えております。

資力については、残高証明書の添付があるので問題ないと考えます。

その他の区分については、ご覧のとおりとなっております。

総合意見としては、許可相当としております。

2件目ですが、別記第4号様式意見書の書式に基づいてご説明もうしあげます。19ページをご覧ください。

貸主は となっており、貸主については、 と となっております。土地については、 となっており、転用面積については、 m^2 となっております。転用目的は砂利採取で、工期は、平成 年 月 日より平成 年 月 日となっております。農地区分ですが、農振農用地区域内農地であります、3年以内の一転用であり、復元後は農地として活用するので問題ないと考えております。資力については、残高証明書の添付があるので問題ないと考えます。

その他の区分については、ご覧の通りとなっております。

総合意見としては、許可相当としております。

以上よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長 これより本件に対する質疑を行います。

さんの書類ですが意見及び理由のところですが草地にするとかいていないのですがいいのですか。土採取後、跡地を平坦にするとか書いていないのですが

19 ページ折り目より下の 2 行書いているところですね

これ起伏があるのですか。山とかあるのでしょうか

これはですね過去に取ってきたところが少し低くてですね

地図みてもらえるとわかるのですがなだらかになっていて北の方を今回採るといことです。

使っている人が さんなのですが上の方を採ったら南の土地に行けなくなるので確認したのですが一番高いところで10メートル残るんですよ。それを さんは了承しているのか確認したら了承しているということなのでよしと思います。

さんが さんに貸している畑でその手前も貸してまして地図で見ると上の方ですが上の方も借りているんですね。

私は南から採ればいいと思うのですが何故か北の方から採るといことなのですが さんが了承しているということですのでなにもありません。

議長 ほかにございませんか

全員 なし

議長 お諮りします。

本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

全員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。よって本件は原案の通り決定されました。

議長 以上で本総会に付された案件は全て終了しました。

お諮りします。これにて、本日の会議を閉会いたしたいと思えます。

平成25年 7月30日
署名委員

(4 番) 奥 山 稔

(5 番) 鎌 田 英 樹